

令和元年度答申第82号
令和2年2月25日

諮問番号 令和元年度諮問第102号（令和2年2月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする

資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生労働省令はない。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成28年7月23日、作業現場で心原性ショックにより死亡した。

(遺族補償年金支給請求書、死体診断書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成28年10月16日、処分庁に対し、遺族補償年金等の支給の請求を行うとともに本件申請をした。

(遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書)

- (3) 処分庁は、平成30年4月27日、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「労働者Pの死亡と業務との間に因果関係が認められないため」との理由に基づき、遺族補償年金等の不支給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知（遺族補償年金の請求に係るもの）、労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知（葬祭料の請求に係るもの）)

- (4) 処分庁は、平成30年4月27日、本件申請に対して、「遺族補償年金が支給されないため」との理由により、本件不支給決定を行い、当該理由を付して審査請求人に通知した。

(労災就学等援護費不支給決定通知)

- (5) 審査請求人は、平成30年7月25日、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査官は、平成31年3月8日、審査請求人の当該審査請求を棄却する決定をした。

(決定書)

- (7) 審査庁は、令和2年2月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべ

きであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者の直接の死因である心原性ショックの原因の傷病について確定診断がなされておらず不明であり、本件労働者の死亡原因と業務との相当因果関係が認められないとする処分庁の判断は不当である。

本件労働者の死亡は、急性心筋梗塞によるものであり、かかる死亡と業務との因果関係は認められる。

よって、本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書、意見書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」(昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。)の3の「(1) 労災就学援護費」において、「ロ 遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(略)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」とされている。

処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定を行っている。また、B労働者災害補償保険審査官は、平成31年3月8日、審査請求人の審査請求を棄却する決定を行っている。

よって、審査請求人は、支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでに約1年6か月が経過しているが、その間の手續の経緯をみると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 平成30年7月25日受付

審理員の指名通知 : 同年10月26日付け

審理員意見書提出：平成31年3月26日付け

本件諮問：令和2年2月4日

- (2) 以上の経緯をみるに、審理員意見書提出から本件諮問までに約10か月を要しており、これだけの期間を要する事情があったとは思われない。審査庁においては、審理手続の迅速化を図る必要が認められる。
- (3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 労災就学援護費について

労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）は、業務災害等に関する保険給付として、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付等の保険給付をすることとしている。

労災保険法29条1項2号は、政府が、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは上記労災保険制度による保険給付を補完するものと解される（最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決・集民210号385頁）。支給要綱に基づく業務災害等による重度障害者、長期療養者及び遺族に対する労災就学援護費の支給は、上記労災保険法29条1項2号に定める事業として行うものである。

(2) 審査請求人が労災就学援護費の支給対象者となるかについて

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であり、子の労災就学援護費を請求したものであるが、支給要綱は、死亡した労働者の遺族が、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子について労災就学援護費の支給を受けるには、遺族補償年金受給権者であることを要する旨定めている。

かかる支給要綱の定めは、上記のとおり労災就学援護費の支給が労災保険制度による保険給付を補完するものであるとする趣旨に沿うものであり、労災就学援護費の支給対象者となるには、保険給付としての遺族補償年金について支給決定を受けていることを要するというべきである。審査請求人は、遺族補償年金等の支給の請求を行っているが、これに対しては不支給決定（本件遺族補償年金等不支給決定）がなされているのであって、審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けているとの要件を満たしていない。

したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

3 付言

(1) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定しているにもかかわらず、当該基準を定めた厚生労働省令は、これまで制定されておらず、労災就学援護費の支給は、通達が定めた支給要綱に基づいて行われているにすぎない。

しかし、労災就学援護費の支給に関する決定は行政処分である（最高裁判平成15年9月4日第一小法廷判決・集民210号385頁）から、労災就学援護費の支給に関する決定は法令に定める基準に基づいて行われるべきである。当審査会は、労災就学援護費の支給を含む社会復帰促進等事業に係る諮問に対し、累次にわたり、労災保険法に基づく厚生労働省令の制定が求められると指摘してきた（アフターケアに係る健康管理手帳の交付に関する平成29年度答申第28号、第34号、第35号、第42号及び第47号、平成30年度答申第56号並びに令和元年度答申第24号及び第66号、アフターケアに係る通院費の支給に関する令和元年度答申第67号、義肢等補装具の購入等に係る費用の支給に関する平成29年度答申第41号及び令和元年度答申第19号、労災はり・きゅう施術特別援護措置に関する平成29年度答申第48号、労災就学援護費の支給に関する平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号並びに令和元年度答申第15号、第41号及び第79号）ところであり、審査庁における真摯な検討と対応が求められる。

(2) 本件不支給決定の通知には、「遺族補償年金が支給されないため」という理由が付されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、処分庁が本件労働者の死亡について業務との相当因果関係を認めていないことを審査請求の理由としているが、本来、労働者の死亡についての業務との相当因果関係の有無は、本件の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手続ではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手続で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災保険法29条1項に基づく労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして、不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年

金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条）にも資することになると考える。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（上記（1）の労災就学援護費の支給に関する各答申）において、不支給決定の理由付記の内容を改善する必要があることを指摘したが、本件における上記の理由付記の内容は、いまだ十分に改善がされたものということとはできない。審査庁における更なる対応が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 戸 | 谷 | 博 | 子 |
| 委 | 員 | 伊 | 藤 | | 浩 |
| 委 | 員 | 交 | 告 | 尚 | 史 |